

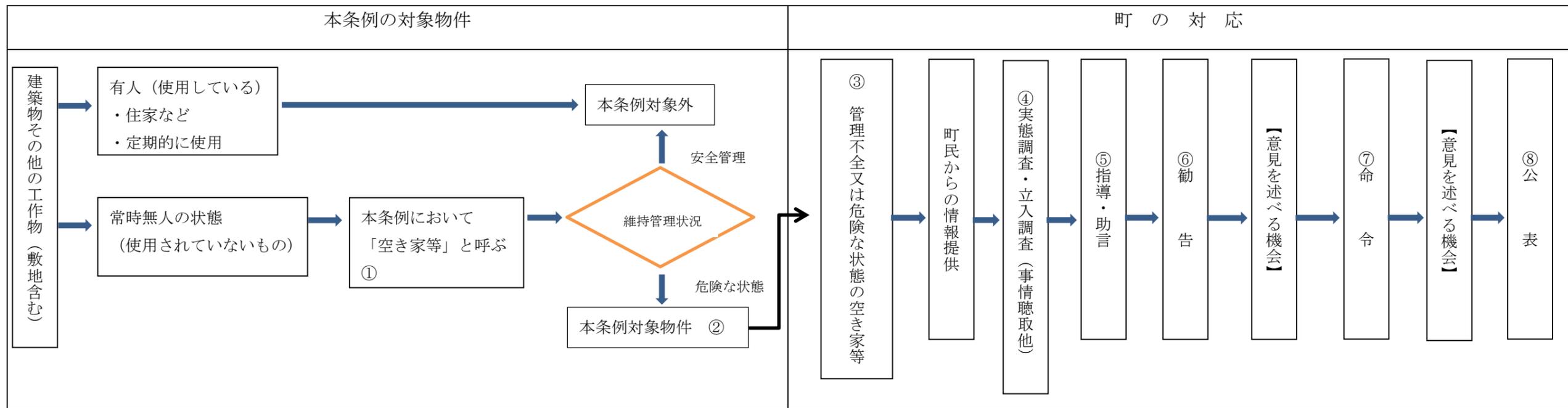
「高根沢町空き家等の適正管理に関する条例」の概要

【条例制定の背景・目的】

近年、安全に管理されずに放置される老朽化した空き家等が増加し、倒壊、犯罪及び火災等の危険性や周辺住民の生活環境への悪影響などが全国的な課題となっています。本来、建築物やその敷地等は、所有者や管理者が自ら安全に維持管理すべきものですが、高根沢町においても、安全に管理されていない空き家等の相談が増加していることに加え、相談内容も案件ごとに複雑化していることから、平成27年4月1日から空き家等の安全管理に関する条例を施行します。

本条例では、空き家等の管理を安全に行うため、空き家等の所有者又は管理者の管理義務を明らかにするとともに、空き家等が危険な状態のときは、所有者又は管理者に対して指導・助言、勧告、命令及び公表することで、空き家等の安全管理を強く促し、もって町民の生命や財産を保護し良好な生活環境を保持することにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

【条例運用の手順】



①空き家等・・・町の区域内にある建築物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの（使用されていないもの）をいい、それらの敷地を含みます。

②本条例対象物件・・・「空き家等」の中で、管理不全又は危険な状態のものを対象とします。

③管理不全又は危険な状態・・・空き家等の外壁・屋根・窓等が破損し、不特定者の侵入可能な状態、又は老朽化、自然災害等により、倒壊するおそれがある状態、敷地内にある樹木等の繁茂、害虫の発生等により、当該敷地周辺の生活環境の保持に著しく支障を及ぼしている状態で町民の生活に悪影響や被害をおよぼす恐れがあるもの。

④調査・・・所有者又は管理者（以下所有者等）の実態調査又は立入調査を行います。

⑤指導・助言・・・空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、その適正な管理又は利活用を行うための必要な措置について「指導・助言」を行います。

⑥勧告・・・「指導・助言」を受けた所有者等が当該指導等に係る措置を講じないときは、必要な措置を講じるよう「勧告」します。

⑦命令・・・「勧告」を受けた所有者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じないときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えた上で、必要な措置を講じるよう「命令」します。

⑧公表・・・「命令」を受けた所有者等が正当な理由がなく当該命令に係る措置を講じないときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えた上で、当該所有者等の氏名・命令内容等の事項を「公表」します。

条例の対応